

「いざというとき」に備えて ～市ができること あなたにできること～



目次

地域防災計画とは P 1

地域防災計画の目的／計画の構成／市・市民・自治会などの役割

災害時の対応 P 2

情報の入手／飲料水・食料・生活必需品などの供給／避難／避難所での生活／救護

日ごろからの備え P 7

防災行動力の向上／家の中の安全対策／地域の団結力の強化

地域防災計画とは

地域防災計画の目的

渋川市地域防災計画は、渋川市の総合的な災害対策計画です。

渋川市内において、地震や風水害などの災害が起きたときに、渋川市や各防災関係機関がその機能を十分に果たせるようそれぞれの役割を明らかにするとともに、他の防災関係各機関や自治体などと連携や協力をし、住民の生命、身体と財産を災害から守ることを目的としています。

計画の構成

渋川市地域防災計画は主に次の内容で構成されています。



第1編 地域防災計画

- 【第1章 総則】 地域防災計画の目的や関係機関の災害時の業務を定めています。
- 【第2章 災害予防計画】 風水害などに対する事前の備えを定めています。
- 【第3章 災害応急対策計画】 風水害などに対する対応を定めています。
- 【第4章 災害復旧対策計画】 災害復旧に関する制度や対応について定めています。

第2編 渋川市震災対策計画

- 【第1章 総則】 地域防災計画の趣旨や関係機関の災害時の業務を定めています。
- 【第2章 災害予防計画】 地震に対する事前の備えを定めています。
- 【第3章 地震防災施設等整備計画】 施設などにおける地震に対する事前の備えを定めています。
- 【第4章 災害応急対策計画】 地震に対する対応を定めています。
- 【第5章 災害復旧対策計画】 災害復旧に関する制度や対応について定めています。

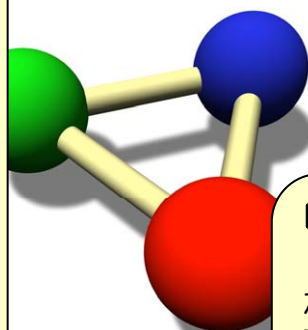
第3編 資料編

防災に関する資料・データを掲載しています。

市・市民・自治会などの役割

公助

市県（消防、警察含む）、消防団、自衛隊など、公的機関が行うことをいいます。特に災害時の公助には限界があるので、日ごろから「自助」「共助」の充実を図っておくことが重要です。



共助

自分達の住んでいる地域は、自分達で守るということです。地域で自主防災組織をつくり、地域の特性を理解したうえで、地域で災害に備えましょう。

自助

自らの身は自分で守るということです。日ごろから災害に関する知識を身につけ、災害を正しく理解し、何を備えておけばよいかを考え、災害に対する準備をしておいてください。災害からあなたと家族の身を守るのはあなた自身です。

災害時の対応

情報の入手

災害が起きたときには、正確な情報が入手しづらく、間違った情報などが流れます。そうした、間違った情報にまどわされ、混乱しないためにも、被害情報などの災害関連情報や、ライフラインの復旧などの生活関連情報など、正確な情報を収集する必要があります。

市民のみなさんに協力してもらいたいこと

災害情報の入手

災害が起きたときは、災害情報などが防災行政無線や広報車などにより放送されますので、確認しましょう。



安否確認

災害時の安否確認の方法として、「災害時伝言ダイヤル」があります。これは、伝言ダイヤル「171」に伝言を録音すると、ほかの方が伝言を再生して聞くことができ、家族などがお互いの安否を確認できるというものです。災害時に、被災地の電話が込み合いがかりにくいときに有効です。使用するためには、まず、「171」をダイヤルします。あとは受話器から流れる音声案内にしたがって必要なダイヤル操作をし、伝言の録音や再生を行いましょう。

市の取組み

○渋川市防災行政無線による広報

重要な情報の伝達には、防災行政無線を利用します。

○広報車による広報

広報車を活用し、避難勧告、被害状況、交通情報、ライフラインの復旧状況などのきめ細かな情報を伝えます。

飲料水・食料・生活必需品などの供給

災害発生時には、水道、ガス、電気などの供給が長い間、止まるおそれがあります。また、食料を配ったり、売ったりすることも一時的にマヒし、物資を手に入れることが難しくなることが予想されます。

市民のみなさんに協力してもらいたいこと

家庭内のたくわえ

市は、自宅外避難者数を1万3千人と考えて、食料をたくわえています。しかしながら、道路の状況などによっては、たくわえている食料や生活必需品を配ることができないおそれもあります。このようなときに備えて、普段から家庭内で、水・食料・身の回りの用品などをたくわえておきましょう。



水の入手

災害時には、状況に応じて市が指定する場所で、一人1日当たり3リットルを目安として、飲料水が配られます。水をもらうときは、ポリタンク、バケツ、ビニール容器などを持ってきましょう。

食料の入手

食料は基本的に避難所に避難した被災者の方や自宅での炊事が難しい方を対象とし、避難所やその付近で配られます。

また、避難所などで炊き出しも行われるので、放送される情報に注意しましょう。



生活必需品の入手

毛布などの生活必需品は、基本的に避難所に避難した被災者の方や自宅での生活に困っている方を対象とし、避難所で配られます。

市の取組み

○飲料水や食料の応援の求め

災害により大きな被害を受け、水道施設などの復旧に長い期間がかかると認められるときや応急食料に不足を生じるとき、近くの市町村などに水や食料などの応援を求めます。



○生活必需品などの確保

世帯ごとの被害状況にもとづき、速やかに関係業者と調整し確保します。



避難

災害のときに身を守るためには、公園や学校などの安全なところに避難する必要があります。避難するときには、まわりの様子をよく見て、まわりの人たちと協力し、速やかに行動することが大切です。

市民のみなさんに協力してもらいたいこと

避難準備情報、避難勧告・指示の伝達

災害が起きた、または起こるおそれのあるとき、市・警察署・消防署は、防災行政無線、サイレン、広報車などを用いて、避難準備情報、避難勧告・指示をお伝えしますので、放送内容にしたがって行動しましょう。

(二次避難場所：9、10ページ参照)



避難誘導

市の職員や自治会役員などが避難誘導を行いますので、指示にしたがって、指定されている避難所へ速やかに避難しましょう。また、避難は、できるかぎり自治会単位で行いましょう。



災害時要援護者の支援

避難するときは、地域の住民と協力して、近くに住むおとしよりや体の不自由な人の安否を確認し、避難の手助けをしましょう。



市の取組み

○避難準備情報、避難勧告・指示の発令

災害が起きた、または起こるおそれのあるとき、避難準備情報、避難勧告・指示を発令し、市民のみなさんの生命や身体などを災害から守ります。

○避難誘導の実施

消防署や警察署と協力し、被害の規模、道路・橋梁の状況などにより、もっとも安全と考えられる避難経路を選びます。また、避難経路の重要なところに誘導員を配置し、避難者の通行を確保します。



○災害時要援護者への気配り

おとしよりや体の不自由な人が、避難の遅れや避難途中で事故にあわないように、地域住民や自主防災組織と協力し、避難準備情報、避難勧告または指示を確実に伝達するとともに避難の介助や安全の確保に努めます。

避難所での生活

災害が発生したときには、多数の家が倒れたり、壊れたりすることにより、長い間にわたり避難所で生活することも考えられます。避難所では、多くの人たちが集団で生活するため、お互いに助け合い、生活しやすい環境をつくるのが大切です。

市民のみなさんに協力してもらいたいこと

避難所の運営

避難所の開設・運営は、はじめは市の職員が行いますが、長い間にわたるときは、避難者による自主運営を基本としていただきます。そのため、自治会などによる自主運営組織をつくり、避難者の管理、物資の供給、衛生管理、生活ルールづくりなど、避難者による自主運営・管理を行いましょ。



災害時要援護者への支援

避難所には、おとしよりや体の不自由な人もいます。避難所内での食料の入手や各種情報の伝達、トイレの介助など、できるかぎりの支援を行いましょ。



ボランティアなどとの連携

避難所には、状況によって災害ボランティアとして、市民団体や一般ボランティアの方がお手伝いに来てくれます。避難所を円滑に運営するため、そうしたボランティアの方々と連携・協力しましょ。

市の取組み

○避難所の開設

避難所の中から、その状況に応じてあらためて選び、開設します。(二次避難場所：9、10ページ参照)

○避難所の運営支援

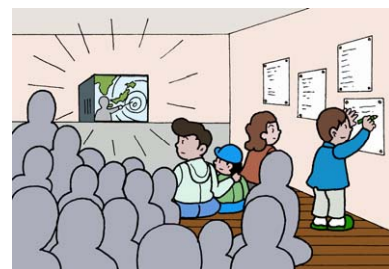
避難所の自治組織づくりをうながし、被災者がお互いに助け合う自主的な避難生活が行えるよう支援するとともに、混乱防止のための避難者のこころえの掲示などを行います。

○良好な生活環境の確保

避難できる人数の調整、保健・衛生面の注意、プライバシーの確保などに気を配り、避難所のより良い生活環境の確保に努めます。

○災害時要援護者への気配り

おとしよりや体の不自由な人の健康状態の保持に十分に気を配るとともに、健康相談、福祉施設への入所、ヘルパー派遣などを行います。



救護

災害のときには、多くのけが人がでることが予想されます。けが人がでたときは、適切な応急手当を行いましょう。そのため、普段から救命講習などの講習会などに参加し、応急手当などの知識や技術を身に付け、いざと言うときのために備えましょう。

市民のみなさんに協力してもらいたいこと

けが人への対応

① 応急手当

けが人がでたときには、傷口の消毒、止血など応急手当を行いましょ



② 軽いけがのとき

すり傷、切り傷、打撲などの軽いけがで、いのちにかかわらないときは、地域の住民が協力して、近くの救護所に連れて行きましょ

③ 大きなけがのとき

大きなけがのときは消防署に通報しましょ。救急車が救急告示病院に運びます。一見、軽いけがに見えても、倒れたり、壊れたりした建物などの下じきとなったときは、緊急的な処置が必要となるので、注意しましょ

市の取組み

○救護所の設置

医療機関が壊れ、医療などが行えなくなったとき、救護所を避難所やその他救護所の設置に適した場所などに設置します。

○医療品や衛生材料などの確保

医療などに必要な医療品や衛生材料などの調達を行います。



日ごろからの備え

突然、災害におそわれたとき、多くの場合はあわててしまい、落ち着いて判断をすることは難しく、思わぬ事態におちいつたりすることも考えられます。急に発生する災害にも、落ち着いて対応することができるよう、日ごろからの訓練などにより、防災への意識を高めておくことが重要です。

市民のみなさんに協力してもらいたいこと

防災行動力の向上

各種防災訓練や講習会などへの参加

いざというときに、速やかに落ち着いて対応ができるよう、市や関係機関が行っている防災訓練などに参加するほか、講習会や講演会などにも積極的に参加しましょう。

家庭における防災の話し合い

住んでいる地域内や家庭内の危険なところ、避難所や避難所までの安全な道順を日ごろから確認しておきましょう。また、決められた避難所へ避難できないときの連絡方法や集合場所についても、決めておきましょう。



非常持出品の準備

いざというときに、すぐに持ち出せるよう、貴重品や非常食などの非常持出品を日ごろから準備・点検しておきましょう。(11ページ参照)



家の中の安全対策

家具の転倒や落下の防止

地震のときには倒れてきた家具で思わぬけがをすることもありますので、家具の転倒や落下を防止しましょう。

また、玄関などの出入口や通路・階段には物を置かないようにしましょう。

地域の団結力の強化

自主防災組織などの活動への参加

自主防災組織や女性防火クラブなどが行っている火災予防活動などに、積極的に参加しましょう。

市の取組み

○各種訓練の実施

防災訓練をはじめとする各種訓練を行い、市民のみなさんの防災意識を高めるとともに、地域の連携力を強化します。

○防災知識の普及

災害予防や災害応急などに関する防災知識の普及により、「自らの身は自らで守る」という防災意識の高揚を図ります。

○飲料水・食料などのたくわえ

飲料水や食料などのたくわえを行うほか、その充実を図ります。

○自主防災組織の活動推進

自主防災組織の100%組織化を目指し育成・指導に努めるとともに、自主防災組織づくり、防災活動に必要な資機材の整備などの手助けに努めます。

■自主防災組織設立状況

No.	名称	No.	名称	No.	名称
1	阿久津自警団	13	金井南町自主防災組織	25	辰巳町自主防災組織
2	明保野自警団	14	入沢町防災会	26	下郷自主防災組織
3	並木町自主防災組織	15	寄居町自主防災組織	27	石原田中自治会防災会
4	熊野自主防災組織	16	国町自主防災会	28	上郷自主防災組織
5	金井南牧地区自主防災組織	17	石原西防災会	29	祖母島自主防災組織
6	行幸田自主防災組織	18	りんごの里自主防災組織	30	下之町自主防災組織
7	川島地区自主防災組織	19	軽浜自主防災組織	31	八木原自主防災会
8	金井本町自主防災会	20	川原町自主防災会	32	御蔭自主防災組織
9	中村自主防災組織	21	中之町自主防災組織	33	南町自主防災組織
10	有馬自治会自主防災会	22	元町自主防災会	34	東町自主防災組織
11	本石原自主防災会	23	坂下町防災会		
12	半田自治会自主防災部	24	裏宿防災会		

※上表のほか、広域組織として渋川地区防災会（23自治会）、上白井中組自治会内に4組織があります。

■市防災訓練実施状況

年度	地区
平成18年度	北橋地区
平成19年度	赤城地区
平成20年度	子持地区（予定）
平成21年度	小野上地区（予定）
平成22年度	伊香保地区（予定）
平成23年度	渋川地区（予定）

※各地区を巡回開催しています。



二次避難場所①

地区名	No.	避難所名	電話番号	避難対象地区
渋川	1	渋川中学校	22-2548	大崎、長塚町、辰巳町
	2	渋川北小学校	22-2544	下郷、東町、新町、下ノ町、本町
	3	渋川女子高等学校	22-4148	石原（石原西、熊野、石原田中）
	4	渋川高等学校	22-4120	寄居町、坂下町、並木町
	5	渋川工業高等学校	22-2551	元町、上郷
	6	渋川青翠高等学校	24-2320	御蔭、明保野、軽浜
	7	渋川西小学校	24-2876	入沢
	8	渋川南小学校	23-0373	南町、中ノ町、上ノ町、川原町、裏宿、藤ノ木
	9	渋川北中学校	22-2546	阿久津、金井南町、金井本町、金井国町
	10	金島小学校	22-2543	りんごの里、金井南牧
	11	金島中学校	22-2547	川島、祖母島、上村
	12	古巻中学校	22-2549	有馬、八木原
	13	古巻小学校	22-2542	八木原、半田
	14	豊秋小学校	22-2541	行幸田、石原（本石原）、中村
伊香保	15	伊香保中学校	72-2132	香東、大日向、観光客
	16	伊香保小学校	72-2032	日の出、うわの、コスモス
	17	伊香保体育館	72-4285	石段、ときわ、中央、雷之塚
	18	伊香保保育所	72-2215	湯中子
	19	伊香保公民館 (コミュニティセンター)	72-4790	雷之塚
	20	世代間交流館	72-2182	うわの
	21	上野コミュニティセンター	72-2086	うわの
	22	コスモス会館	-	コスモス
	23	第9区湯中子会館	-	湯中子
	24	伊香保中学校武道館	72-2132	香東
	25	第10区住民センター	-	水沢
	26	第11区住民センター	-	大日向

※災害が起こったときは、まず身近な自治会館等の一時避難場所に避難します。その後、まわりの様子を確認し、二次避難場所へ移動します。家が倒れたり、壊れたりしてしまい、自分の家で生活ができない人は、二次避難場所で避難生活を送ることになります。

二次避難場所②

地区名	No.	避難所名	電話番号	避難対象地区
小野上	27	小野上小学校	59-2031	小野上地区全域
	28	小野上中学校	59-2032	小野上地区全域
	29	かに石幼稚園	59-2100	小野上地区全域
	30	小野上温泉センター	59-2611	小野上地区全域
	31	小野上保健センター	59-2621	小野上地区全域
子持	32	上組養神館	-	上白井上組地区全域
	33	上白井小学校	53-2532	大淵、東伊熊
	34	上白井中組自治会館	-	西伊熊、立和田
	35	浅田住民センター	-	浅田
	36	子麓住民センター	-	子麓地区全域
	37	子持総合運動場管理棟	53-3319	加生
	38	中郷小学校	53-3516	長坂、久保、中井一・二、後田向、前田向
	39	子持中学校	53-3515	東田尻、田尻、中組、西組東、西組西
	40	横堀集落センター	-	横堀地区全域
	41	長尾小学校	53-3607	八幡、稲荷、河原一・二区、宮地、後組、前組、北一
	42	子持公民館	22-7780	鯉沢地区全域
	43	子持社会体育館	24-8148	吹屋一・二、吹屋原一・二・三・四区
	44	吹屋参集殿	-	吹屋三・四
	45	白井公会堂	-	白井地区全域
	赤城	46	三原田小学校	56-2320
47		三原田小学校栄分校	56-5928	栄
48		刀川小学校	56-2200	(見立、滝沢) 三原田団地
49		赤城南中学校	56-2321	溝呂木、北上野、勝保沢(見立、滝沢)
50		津久田小学校	56-2004	津久田第一・第二・第三
51		赤城北中学校	56-2234	(津久田第一) 津久田第四、南雲第一
52		南雲小学校	56-2911	南雲第二・第三、みやま
53		赤城公民館	56-2214	敷島、樽、宮田
北橘	54	橘小学校	52-3004	真壁東、真壁美保、真壁下、下箱田、箱田
	55	橘北小学校	23-3001	八崎第一・第二・第三、分郷八崎
	56	北橘中学校	52-2400	上小室、下小室、下南室、上南室、上箱田、
	57	北橘中学校屋内運動場	52-2068	真壁上、赤城山

わが家の防災メモ

家族の連絡先

名前	生年月日	連絡先	電話番号	血液型	既往症

わが家の避難場所

わが家の避難場所			
----------	--	--	--

緊急連絡先

区分	氏名	電話番号	メモ
親戚・知人など			
自治会長			
消防団			

非常持出品チェックリスト

非常持ち出し品	チェック欄	緊急生活用品	チェック欄
懐中電灯（電池）、携帯電話・充電器など		キャンプ用ナベセット	
ロウソク、マッチ、ライター		下着、靴下、身軽な服、運動靴	
携帯ラジオ（電池）		ヘルメット（防災ずきん）	
飲料水運搬用ビニールバケツ		毛布、寝袋、バスタオル	
缶入りカンパン、缶入り飲料水など		石けん、シャンプー	
固形燃料、携帯コンロなど		トイレトペーパー	
食器セット		簡易トイレ	
缶切り、栓抜き、ナイフ		防塵マスク	
軍手、タオル		紙おむつ、おもちゃ	
ビニール袋（大・中・小）		ほ乳瓶、粉ミルク、離乳食	
常備薬、応急セット、ティッシュ		生理用品	
ロープ、レジャーシート		メモ	
印鑑、預金通帳、権利証書など			
健康保険証・運転免許証など			
住所録、現金（小銭も）			